

令和元年 7 月 3 1 日

関係部局長（別記） 殿

高度教養教育・学生支援機構長
（公印省略）

東北大学短期共同研究留学生受入プログラムにおける申請手続きの変更について（通知）

日頃より、東北大学短期共同研究留学生受入プログラム（以下「COLABS」という。）の実施にあたりご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、COLABS の実施にあたっては、当該プログラム開始後に研究分野の相違を理由として、研究室の配置換えを希望する学生が増加しております。COLABS は大学院生を受け入れ対象としていることから専門性が高く、受入研究者・研究分野の不一致は受入研究者の負担となるばかりでなく、学生自身の進路にも影響を与えることが懸念されます。

ついては、今後、COLABS への申請にあたっては、下記により受入希望教員の事前内諾を出願要件とする取り扱いといたしますので、関係教職員への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 申請手続きの適用時期

2019年10月1日～11月15日申請募集（2020年春学期受入）分より

2. 申請手順

別紙1「COLABS プログラム申請手順」のとおり

3. 申請様式

別紙2「COLABS 申請者用事前内諾申請書（COLABS Program -Consent of Acceptance Request Form-）」のとおり

（本件担当）

教育・学生支援部留学生課留学生交流係（武内）

内線：92-3775

E-Mail：studyab@grp.tohoku.ac.jp

別 記

理学研究科長
医学系研究科長
歯学研究科長
薬学研究科長
工学研究科長
農学研究科長
情報科学研究科長
生命科学研究科長
環境科学研究科長
医工学研究科長

令和元年 12 月 18 日

関係部局長（別記） 殿

高度教養教育・学生支援機構長
（公印省略）

東北大学短期共同研究留学生受入プログラム申請手続きの一部変更について（通知）

日頃より、東北大学短期共同研究留学生受入プログラム（以下「COLABS」という。）の実施にあたりご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記のことについて、令和元年 8 月 1 日付通知「東北大学短期共同研究留学生受入プログラムにおける申請手続きの変更について」にて、COLABS への申請にあたっては受入希望教員の事前内諾を出願要件とする取り扱いといたしましたが、その後、受入れ希望教員の方々より頂きましたご指摘をふまえ、下記のとおり、申請手続きの一部を変更することといたしましたので、関係教職員への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 趣旨

これまで COLABS 内諾可否依頼については申請者より直接受入希望教員宛依頼を行っていたが、問題のある申請者（申請要件を満たさない、一度に複数の教員へ受入依頼を行っていた、受入希望教員が不信感を抱く可能性のあるメールを送付した等）が見受けられたことから、内諾可否依頼を留学生課より行うことで受入希望教員の負担軽減を図るもの

2. 変更点

変更前:申請者が教員へ直接内諾可否回答依頼メール送付

変更後:申請者より留学生課へメール送付された内諾申請メールに基づき、留学生課より教員宛て内諾可否回答依頼メール送付（別紙 1 参照）

※本変更に伴い、9 月下旬並びに 12 月下旬に行うこととしていた、留学生課からの受入希望教員宛ての一斉回答依頼については廃止する。

（本件担当）

教育・学生支援部留学生課留学生交流係（武内）

内線：（川内）92-3775

E-Mail: studyab@grp.tohoku.ac.jp

別 記

理学研究科長
医学系研究科長
歯学研究科長
薬学研究科長
工学研究科長
農学研究科長
情報科学研究科長
生命科学研究科長
環境科学研究科長
医工学研究科長